

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 三重県道路交通法施行細則
根 拠 条 項 : 第6条第1項
処 分 の 概 要 : 駐車禁止規制から除外する車両
原権者(委任先) : 三重県公安委員会
法令の定め :
審 査 基 準 : 三重県道路交通法施行細則第6条第1項第2号セ(ア)から (コ)の「使用中のもの」とは、当該用務において継続して使用 する車両を、ソ(ア、イ)の「歩行困難なもの」とは、下肢 機能の障害等により自力による歩行が困難なため、自動車を使用 する必要がある者をいう。
標準処理期間 : 5日(行政庁の休日を含まない。)
申 請 先 : 申請は、当該許可を受けようとする区域(道路)を管轄する 警察署交通課
問い合わせ先 : 交通部交通規制課規制総務係(電話059-222-0110)、警察署 交通課
備 考 :